

(一関市室根高原ふれあい牧場条例を改正する条例)

改正前	改正後								
<p>(設置)</p> <p>第1条 休養、レクリエーション及び動物に対する知識を深めるため、 <u>ふれあい牧場</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ふれあい牧場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="163 576 1099 671"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室根高原ふれあい牧場</td> <td>一関市大東町大原字山口51番139</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用期間等)</p> <p>第5条 牧場の利用期間及び放牧期間は、毎年4月1日から12月30日までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該期間について市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(利用の許可等)</p> <p>第6条 別表第1に掲げる施設、<u>別表第2に掲げる行為をするため、ふれあい牧場の施設を利用しようとする者又は別表第3に掲げる乗用馬を預託しようとする者</u>(以下「利用者」という。)は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(利用許可の取消し等)</p>	名称	位置	室根高原ふれあい牧場	一関市大東町大原字山口51番139	<p>(設置)</p> <p>第1条 休養、レクリエーション及び動物に対する知識を深めるため、 <u>室根高原ふれあい牧場(以下「ふれあい牧場」という。)</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ふれあい牧場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1126 576 2063 671"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室根高原ふれあい牧場</td> <td>一関市大東町大原字山口51番地139</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用期間)</p> <p>第5条 牧場の利用期間_____は、毎年4月1日から12月30日までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該期間について市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(利用の許可等)</p> <p>第6条 別表第1に掲げる施設を利用しようとする者又は別表第2に掲げる行為をするため、ふれあい牧場の施設を利用しようとする者_____ (以下「利用者」という。)は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(利用許可の取消し等)</p>	名称	位置	室根高原ふれあい牧場	一関市大東町大原字山口51番地139
名称	位置								
室根高原ふれあい牧場	一関市大東町大原字山口51番139								
名称	位置								
室根高原ふれあい牧場	一関市大東町大原字山口51番地139								

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、当該許可を取り消し、又はその効力を停止し、前条第3項の条件の変更、行為の中止、原状の回復若しくはふれあい牧場からの退去を命ずることができる。

(1)～(5) [略]

(利用料金)

第8条 [略]

2 利用料金の額は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める額の範囲内の額で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

3・4 [略]

別表第1（第6条、第8条関係）

(単位：円)

施設名		単位	利用料金の限度額
クラブハウス	シャワー室	1人1回につき	<u>320</u>
馬場	引馬	体高140cm未満の馬	<u>320</u>
		体高140cm以上の馬	<u>530</u>
	貸馬	<u>1人45分間につき</u>	<u>3,150</u>

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に対し、当該許可を取り消し、又はその効力を停止し、前条第3項の条件の変更、行為の中止、原状の回復若しくはふれあい牧場からの退去を命ずることができる。

(1)～(5) [略]

(利用料金)

第8条 [略]

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内の額で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

3・4 [略]

別表第1（第6条、第8条関係）

(単位：円)

施設名		単位	利用料金の限度額
クラブハウス	シャワー室	1人1回につき	<u>100</u>
馬場	引馬	体高140cm未満の馬	<u>500</u>
		体高140cm以上の馬	<u>700</u>

預託馬	預託者及び家族30分につき	840
-----	---------------	-----

別表第2（第6条、第8条関係）

（単位：円）

区分	単位	利用料金の 限度額
物品の販売____その他これらに類する行為	1人1日までごとに	<u>2,100</u>
業として行う写真の撮影	1人1日までごとに	<u>1,050</u>
展示会その他に____類する催しの開催	1日までごとに	<u>3,150</u>

別表第3（第6条、第8条関係）

（単位：円）

区分	単位	利用料金の限度額
乗用馬 体高140cm未満	<u>1頭1日当たり</u>	<u>530</u>
馬 体高140cm以上	<u>1頭1日当たり</u>	<u>1,050</u>

備考

- 1 乗用馬とは競走馬、農耕馬その他競技を目的とした馬以外をいう。
- 2 日常の管理費以外の法定費用、削蹄費等の経費は預託者が負担する。
- 3 市の住民以外の預託者は、10割の範囲内で指定管理者の定める利用料金を納入しなければならない。

備考 改正部分は、下線部分である。

--	--	--	--

別表第2（第6条、第8条関係）

（単位：円）

区分	単位	利用料金の 限度額
物品の販売、 <u>募金</u> その他これらに類する行為	1人1日までごとに	<u>2,200</u>
業として行う写真の撮影	1人1日までごとに	<u>1,100</u>
展示会その他 <u>これに類する</u> 催しの開催	1日までごとに	<u>3,300</u>